

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年八月二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月 日
株式会社紅 朱	大和高田市大東 町一―二二	ヘルパース テーション はあと	大和高田市北 片塩町八―一 三	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 八年八月 一日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 一―一	グループホ ームきらめ き「うねび ー	檀原市五井町 二〇五―六	短期入所 居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 八年八月 一日
合同会社和	和歌山県橋本市 高野口町小田五 一―一七	ヘルパース テーション 翔	五條市二見五 一―一―二 〇六	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護 同行援護	平成二十 八年八月 一日
特定非営利 活動法人ア クティブセ ンターうだ	宇陀市榛原山路 四九一	サポートセ ンターぴっ ける	宇陀市榛原山 路四九一	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護	平成二十 八年八月 一日

